

官民競争入札等監理委員会
統計部会
第1回議事録

内閣府官民競争入札等監理事務局

第 1 回 官民競争入札等監理委員会 統計部会 議事次第

日時：平成 18 年 9 月 4 日（火） 15:30～17:00

場所：永田町合同庁舎 2 階第 2 共用会議室

- 1 開 会
- 2 審議事項等について
- 3 総務省統計局からのヒアリング
- 4 その他
- 5 閉 会

○河事務局長 それでは、定刻になりましたので、第1回「官民競争入札等監理委員会統計部会」を始めさせていただきます。私、監理委員会の事務局長の河でございます。よろしくお願いいたします。

「統計部会」につきましては、9月1日に開催されました監理委員会で正式に発足することが決定されまして、統計調査関連業務の民間開放について審議していただくことになっております。

まず、今日お集まりいただきました委員及び専門委員の方々を、私の方から御紹介させていただきます。

斉藤惇委員です。

小幡純子委員です。

引頭麻実専門委員です。

佐々木朋子専門委員です。

高橋健治専門委員です。

椿広計専門委員です。椿専門委員は、御所用のため今日は御欠席であります。

廣松毅専門委員です。

以上、7人の方々でございますが、斉藤先生、小幡先生は委員でありますけれども、専門委員の方々につきましては、9月1日付の任命ということで、辞令を席上に置かせていただいております。委員の方々、専門委員の皆様方、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、委員会決定によりまして、斉藤委員にこの「統計部会」の部会長、小幡委員に部会長代理をお願いすることとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以降の進行につきましては、斉藤部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○斉藤部会長 それでは、まず事務局の方から「統計部会」の当面の審議事項等について、御説明をお願いします。

○熊埜御堂参事官 参事官の熊埜御堂でございます。それでは、私の方から当面の審議事項等について御説明させていただきます。その前に、恐縮ですが資料の確認をよろしくお願いいたします。

議事次第の下に、配付資料1～6まで、委員限りの資料が7～9まで入っていると思います。よろしくお願いいたします。

資料1が「統計部会の設置について」ということで、さきの9月1日に「官民競争入札等監理委員会」の方で決定していただきました「統計部会」の設置についての資料。

その裏が「統計部会構成員」ということで、メンバーについて書いてございます。よろしくお願いいたします。

資料2以下が、本日、総務省統計局からのヒアリングを受けていただくわけですが、その関係の資料になっておりますので、統計局からの御説明の際に、必要に応じて

この資料について御説明いただけると考えております。よろしくお願いいたします。

審議会の公開の関係でございますが、これは委員会と同じ形で議事規則に基づきまして、部会の方も原則として公開ということでやっていただきたいと思いますので、原則として公開で行いたいと思います。本日も事前に御了解いただきましたので、公開という形で傍聴者を入れてやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

統計部会の当面の審議事項でございますが、資料1の1ページ目の「1 設置の趣旨」というところに書いておりますように「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の規定により官民競争入札等監理委員会の権限に属させられた事項のうち、統計調査関連業務に関する検討を行うため、官民競争入札等監理委員会令（平成18年政令第229号）第1条の規定に基づき、統計部会を設置する」とされております。官民競争入札等監理委員会、民間開放について御議論いただく中で、統計調査関連業務についてこの部会で御審議いただくということですので、よろしくお願いいたします。

具体的には、規制改革・民間開放推進3か年計画の再改定、及び公共サービス改革基本法、これは明日閣議決定されるということでございますが、これらの閣議決定等に基づく議論をしていただくこととなります。

具体的に、明日閣議決定される公共サービス基本方針の案のところにも書いてございますが、まず御審議いただきたいことは、総務省の科学技術研究調査、個人企業経済調査、その他の総務省所管のすべての指定統計調査について、規制改革・民間開放推進3か年計画再改定に盛り込まれた内容に基づき、官民競争入札、民間競争入札、その他の民間開放を実施することとするということで、それにつきましてこの閣議決定で監理委員会と連携してそのための具体的検討を行うことにしておりますので、これにつきまして連携する場としてこの部会で御議論いただきたいと考えております。

まだ、独立行政法人統計センターが実施している業務についても、規制改革・民間開放推進3か年計画再改定を踏まえ、民間開放を実施することとし、監理委員会と連携してそのための具体的検討を行うというのが公共サービス改革基本方針の中に盛り込まれておりますので、これにつきましても監理委員会と連携する場として部会で御議論いただきたいと考えているところでございます。

統計部会ですが、この資料1には設置期間は3月末までとするとしておりますが、これは専門委員の任期との関係で3月末までとさせていただいているということでございますので、今後の議論次第でこれについては延長もあり得べしということで、ここはよろしくお願いいたします。当面は、年内にも予定されている基本方針の改定に向けて具体的に議論していただくということで、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○斉藤部会長 ありがとうございました。

それでは、今日は総務省統計局から総務省所管の指定統計調査の民間開放の検討状況に

ついてヒアリングを行うということでございます。

総務省統計局の飯島調査企画課長、大体お時間は 30 分程度ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○飯島調査企画課長 総務省統計局調査企画課長の飯島でございます。お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

今日は、お手元の資料 2 以降の資料に基づきまして、私どもが今、取り組んでいます統計調査の民間開放の動きを簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の順に簡単に説明させていただきます。資料 2 が「総務省所管の指定統計調査一覧」ということで、政府が行います統計調査のうち、重要なものが統計法で指定統計とされていますけれども、そのうち総務省所管のものはそこにございます 14 の調査になっております。このうち、指定番号 76 の「地方公務員給与実態調査」を除いたものが、すべて統計局所管の指定統計調査となっております。

これらにつきましては、5 年に 1 度やるものから毎月やるものまで、調査の周期はさまざまでございます。調査の流れ図が下にございますが、総務省の場合、統計調査を実施するような組織が地方にございませんので、基本的には地方自治体に実地の調査の部分を委託する形で実施しております。地方の方は法定受託事務という形で定められた中身の業務を実施しているわけです。

この中で、幾つか番号が振ってございますが、実際に統計局の調査で行っております流れは、②と③、一番右の⑥の 3 種類でございます。

②は、統計局から都道府県に事務がおりまして、都道府県が直接調査員を指導するような形で調査を行う。

③は、その間に市区町村が入る形。

地方に委託する方式としてはこの二通り、いずれも法定受託事務で実施しております。

⑥は、国が直轄で調査しているものでございます。

次のページに、指定統計調査の一覧がございますが、人口・労働関係、経済統計関係、それぞれ各調査の内容、調査の規模などがわかるように、調査の対象数、調査員数などを入れてございます。5 年に 1 度の方が比較的規模が大きい。毎月の調査は、比較的規模が小さいという形で実施しております。

次に資料 3 をごらんいただきたいのですが、これは統計調査の具体的な業務内容、どんなものがあるのかまとめたものでございます。資料 3 の最初のページの表をごらんいただきますと、代表例として科学技術研究調査、個人企業経済調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、こういったものを代表例として入れております。

業務区分のところの企画のところは国が実施する。

実査準備、実査といいますのは実地の調査のことをそう呼んでおりますけれども、実査準備の最初の 2 つ、ここまでは国の方が実施しております。その後、調査員、指導員の任命以降のところ、右の 2 つの「個人」と「就調・全消」と書いてありますが、これはそ

れぞれ法定受託事務という形で自治体の事務になっておりまして、調査員の任命は県の方の事務ということで、実際には調査員は都道府県知事が任命する非常勤の公務員という形で設置しております。

次の「調査員説明会の開催」とありますが、これが2つの調査で個人の方は県、就調・全消の方は市と書いてありますが、これは先ほど申しましたが、就調・全消の方は市町村を經由して調査を行うものでございまして、その場合は市町村の方が調査員に実際に仕事の内容を説明する。つまり調査員への指導が市町村によって行われているという形になります。

個人企業の方は、都道府県が直接調査員を指導する形になっております。

このような形で、県が直轄で調査員を指導する調査と、市町村が間に入る調査と分かれておりますが、実査準備はそれぞれその表にあるとおりの仕事が行われております。

また、その次の実査のところですが、ここは実際の調査員がフィールドワークという形で調査対象のところを訪問して、2行目にございまして、記入依頼・配布、調査票の収集、記入指導等を行うわけです。これは、すべて調査員が行う。

あと必要に応じまして、例えば調査対象から質問があった場合の対応というのは、レベルに応じて市が対応したり、県が対応したり、あるいは場合によっては国が対応したりという形で適宜対応しております。

調査票が集まってきた後は、すべて調査員が市町村に調査票を上げて、また都道府県に調査票が集まってきて、それが国の方に送られる。その後は、審査、集計というところで、統計センターの方が中心になりまして事務に当たる。最終的な公表は、国の方が行うという形を取っております。

おおざっぱな事務の流れは以上のような形で、次の8ページのところに簡単に図示したものがございまして、また御参考に置いていただければと思います。

次の資料4「総務省所管の指定統計調査の民間開放の背景・理由」でございまして。基本的な考え方といたしましては、簡素で効率的な政府の実現というのが我が国全体の課題として取り組まなければいけないものとなっていること。

2番目の統計行政の分野におきまして、厳しい行財政事情の下で、片や産業構造の変化等に対応するための統計への新たなニーズといったものは、引き続き出ているということで、民間事業者の創意工夫を活用した効率化というのは極めて重要であると考えているわけでございます。

そのために、(3)でございまして、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となった国民や企業の秘密保護を前提としながら、民間開放・市場化テストを積極的に推進する取組をしている状況でございまして、経緯のところにも幾つかございまして、9ページが一番下にございまして、昨年12月21日の規制改革・民間開放推進会議「第2次答申」におきまして、18年度において試験調査等を実施して、遅くとも19年度までに市場化テスト・民間開放を実施していく。

総務省は、総務省所管の上に挙げた2つの指定統計以外のすべての指定統計についても、19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するための計画を、遅くとも18年度前半までに策定することが盛り込まれておりまして、これが次のページの3月31日の閣議決定の方に盛り込まれております。

こういったものに対応する形で、私どもの方といたしましては、今年の3月13日に「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」を立ち上げまして、専門的な検討を行っている状況でございます。

次の11ページに、3月31日の閣議決定の該当部分抜粋を付けてございます。

資料5が、今、申しました研究会での検討状況をまとめたものでございます。

1番として幾つか上げてございますのは、民間開放の推進に当たって、どのような課題があるかというのをまとめたものでございますけれども、(1)としましては、企画を除く調査の実施に関する業務を民間に委託した場合の精度確保が一つ大きなポイントになるかと思っております。

これにつきましては、今年度実施しております試験調査等によって、実地のデータに基づいた検証も併せて行っていこうということで、今、調査を行っているところですが、具体的には正確性の確保、これは調査票の回収率の問題、あるいは調査票が提出されていても、その中が正確に記入されているかという問題がございます。

2つ目が、調査客体から見た信頼性の確保。

3つ目が、適正な業務履行の確保。

こういった課題があろうかと思えます。

2つ目ですが、民間事業者に求めるべき条件、入札・契約の際に提示すべき事項を、できるだけ具体化していく必要がある。

これについては、業界団体からのヒアリング、あるいは試験調査の結果を基にいろいろな条件を検討していこうと考えております。

3つ目といたしましては、先ほどから申し上げているとおり、統計局の調査は地方公共団体の法定受託事務という形で実施されておりまして、その取扱いについて、これは地方公共団体からのヒアリングも踏まえながら、実情を踏まえた検討をしていく必要がある。こういったような課題がございます。

2番のところに、今、申しました課題に対応するために、研究会においてそこにあるようなスケジュールで検討が進められてきたという状況です。

前半の4回ぐらいまでは、試験調査等の実施についての具体的な検討をしてまいりました。最終的にいろいろな課題に対応していくための客観データを、今年度中のできるだけ早い時期に得なければいけないということで、この試験調査の計画をまず第一に検討していただきまして、その後順次ヒアリングをし、現在は民間開放の計画策定に向けた検討をしている状況でございます。

次のページに、年間を通じたスケジュールを簡単に表にしてございます。この研究会は、

今年度中、来年の3月までを設置期間と考えておりまして、最終的に報告書もとりまとめる計画にしております。

次のページに「別紙1」ということで「試験調査について」というのがございます。これは現在、私どもの方で検討のための客観データを得るための試験調査を実施しておりますけれども、内容といたしましては、今、四半期ごとに実施しております個人企業経済調査、やり方は都道府県の代わりに民間を使う形になりますけれども、調査の内容、やり方は本体の個人企業経済調査とほぼ同様の内容で実施いたしまして、本体の個人企業経済調査の結果との比較、検討も含めて、いろいろな検討材料を得ていこうということで実施しております。

一番下のオというところに「調査の期間」というのがございますが、最終的には12月までが調査の期間ということになっております。

これにつきましては、受けました会社の方は15ページにリストを挙げてございます。調査Aといいますのは、全国規模で調査する試験調査ということで、全国で大体50名の調査員を置きまして調査を行う。

調査Bは、都道府県のエリアの中で調査を行うテストということで、そこにある5つの道府県で実施しております。

このほか、現在行っております、客観的な調査といたしましては、資料の方が飛びますが39ページに意識調査をまとめてございますけれども、具体的に調査票を用いた試験調査のほかに意識調査ということで、そこにあるような幾つかの調査対象に対して調査を行っている。これも併せて、いずれ結果が出てまいりますので検討のための材料にしたいと思っております。

40ページに業界団体からのヒアリングの結果というのがございます。主な調査関係の業界団体ということになりますと、主なものとしてはここにある2つ、財団法人日本世論調査協会、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会、ここからそれぞれ研究会においてヒアリングをいたしまして、その結果を簡単にまとめてございます。

41ページですが、地方公共団体からも幾つか研究会の方に御出席いただきまして、ヒアリングをしている状況です。

資料6「家計消費状況調査（承認統計）の入札方法等について」でございます。実は統計局は、先ほどご覧いただきました13の指定統計を行っておりますけれども、それ以外に承認統計という形で、1つだけ調査を行っております。それが、この家計消費状況調査です。承認統計については、従来から各省いろいろ民間に実査を委託する形で実施しておりますけれども、統計局の場合、この調査だけですが、これは既に民間に出しております。直近に行いました入札の結果はそこにあるとおりで、トータルでいきますと全国で約三千の地点で調査を行っておりますけれども、全体を半分ずつに分けて、調査地域Aと調査地域Bのそれぞれについて、そこにある会社が落札して、現在調査が実施されている状況でございます。

資料7でございますけれども、これは今までのような取組みの中で、現在9月末までに計画を策定しなければいけないということで、鋭意検討を進めているところですが、それをまとめたものでございます。

最初の研究会の開催状況のところは、先ほど御紹介したとおりでございますので省略させていただきます。

「2. 民間事業者及び統計局の指定統計調査の実査の現状」というところですが、まず「(1) 民間事業者の現状 (ヒアリング結果)」、先ほど細かい表をご覧いただきましたが、主要なポイントといたしましてはここにあるとおりです。全国規模の統計調査を実施できる業者は、現在10社弱である。これらの業者の調査規模は、1社当たり大体500～1,000人程度である。

各地域における状況ですが、全国規模でなくても、各地域内で統計調査に参加意欲のある民間事業者は存在している。これは、今回地域別に私どもの方の試験調査、入札を行いましたけれども、それぞれある程度の業者が入札に参加してきている状況でございます。ただ、統計調査の経験を持つ企業はまだ少ないということで、政府の統計を実施してもらうにはノウハウの蓄積が必要だろうと考えております。

次のページですけれども、指定統計調査の実査に関する現状ですけれども、一番最初の資料でございまして、統計局所管の指定統計調査の調査員の規模はかなり大きなものが多い。

①として、周期調査とございますが、一番少ない全国物価統計調査でも6,000人ぐらいの調査員が動いている。経常調査の方ですと、労働力調査が3,000人、あとは1,000人を下回る規模の調査です。ただ、全体として見ると大きな規模の調査が多いという状況でございます。

こういう状況を踏まえまして「3. 民間開放の推進方針」というところがございますが、まず当面の措置といたしましては、都道府県、政令指定都市など、地方公共団体ごとに民間開放を実施して、民間事業者が実査業務を行う機会をできるだけつくっていく。一遍に全国でやらなくても、地域別に調査の仕事を取ってもらって、少しずつ経験を積んでもらおうというやり方が、民間開放の広がりには一番よい方法ではないかと考えております。

具体的な方策ですが、そのために19年度から地方公共団体において民間開放を実施するための環境整備を早急に具体化していこうという形を現在考えております。

資料8、具体的な9月末までにつくっていく計画に盛り込む事項のイメージをまとめたものでございます。

「I 基本スタンス、計画の位置付け」と最初でございますが、これは先ほどから申し上げているような話を盛り込むということで、2つ目の○にもございますが、民間事業者を活用する枠組みを構築していくことが、将来的な統計行政の発展にとってもプラスになるんだというスタンスで考えていきたいと思っております。

IIのところには、具体的な実施にかかわる業務の民間開放の方向性をまとめてございます。

1つは「国直轄調査」、これは科学技術研究調査ですが、1つだけ国の直轄で、地方を使わずにやっております。これは国がダイレクトに郵送で調査をかけているものでありまして、これについては早速19年度から民間委託していく方向で、そのために18年度中に入札が実施できるような準備をしていきたいと思っております。

実際に民間に出します業務ですが、これは郵送ですので調査票の送付、回収、これは督促も含んだものです。それから、照会への対応、こういった業務を対象と考えております。契約の期間は、初年度は単年度と考えておりまして、20年度以降は複数年契約も視野に置いた形で、実施状況を踏まえながら検討していく形で考えております。

2つ目「地方自治体に実地調査を委託している調査」です。これについては、まだ地方自治体の御意見等をいろいろ踏まえていく必要がございますが、現時点での考え方、それに基づく具体的措置ということでまとめてはどうかというイメージです。

「(1) 考え方」のところですが、①は先ほども申しましたが、民間事業者の状況、余り一遍に大きな調査を請負うのは困難ではないかということもございまして、地方自治体が法定受託事務として実施調査を実施している今の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していく。

②は、上記の実地調査に関する業務について、各地方自治体の主体的判断により民間開放が実施されることとなるが、国としては、地方自治体における民間開放の取組を可能とするための環境整備をきちんと行っていくことが必要であろうと思います。

③は、実は先ほどの表にはございませんでしたが、平成21年から新しい調査として経済センサスといったものも立ち上がる予定でございます。これは、全国すべての企業、事業所を対象とする調査でございまして、現在事業所・企業統計調査といったものがございしますが、こういったものを衣替えする形で立ち上がるわけですけれども、この経済センサスや、あるいは昨年実施しました国勢調査、これはまたいろいろ大規模な見直しがこれからかかってまいりますので、そういう国勢調査につきましても、見直しの内容や企画の方向性、これを固めた上で、これらについては調査実施の前々年度中に民間開放の方針を検討して結論を得る形にしてはどうかと考えております。

次のページは、具体的な環境整備の内容ですけれども、まず「①概要及びスケジュール」ということですが、19年度前半を目途に関係する政省令、要綱等を改正し、19年度から地方自治体において民間開放にかかる入札が実施できるような環境をつくっていく。併せまして、民間開放する際の基準や条件、例えば業者の資格要件とか入札の基準、契約内容、モニタリング方法、こういったものについても19年度前半を目途に処理基準という形で地方自治体に提示していく形で考えております。

②の対象業務ですが、調査員が行うさまざまな業務。それから、都道府県、あるいは市町村がやっております調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定。この調査対象の選定というのは、国の方が具体的なやり方は指示するわけですが、それに基づいて機械的に自治体の方が行う事務ですけれども、こういう事務を開放の対象にする。

調査の流れに応じた民間開放の在り方ですが、最初に御説明申し上げたとおり、法定受託事務の場合は二通りありまして、都道府県が直接調査員を指導するケース、これは民間開放の実施を希望する都道府県がそれぞれ実施する形になります。

もう一つのケース、市区町村を経由する調査ですが、この場合、現在の法定受託事務の切り分けにおきましては、調査員の設置は都道府県が行って、その調査員に対する指導は市区町村が行うという切り分けになっておりますので、その辺りは整理する必要があるだろうということで、民間開放の実施を希望する市区町村が都道府県の合意を得て実施するというイメージで考えております。

こういう考え方、環境整備等の具体的措置の内容ですが、これは今後地方自治体の意見を聞いていく。更に現在実施中の試験調査、意識調査、こういった結果も踏まえまして、また関係府省とも連携しながら、9月末までに一度計画はまとめますけれども、また今年度末までに必要な見直しとか、更に具体化していくイメージで作業を考えております。最後の資料9ですけれども、先ほど民間事業者へのモニタリングという話が若干出ましたけれども、現在地方自治体が調査の事務を担っているわけですが、その履行状況は確認しているのかどうかということを中心にまとめたものです。調査の期間中は、都道府県、市区町村と連絡を緊密にして、常に問題が生じたときには対応している。

3つ目の○にございますが、実地調査の終了後に都道府県、市区町村の一部を訪問して、実際の書類の審査とか、事務の進捗状況を把握する。

4つ目の○にございますが、調査客体に対する照会などで、直接調査員の訪問状況等についても確認しているという状況で、今、履行状況は確認しております。

以上、駆け足ではございますけれども、資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、皆様から御質問・御意見、御自由に御発言を願いたいと思います。

どうぞ。

○小幡部会長代理 詳細な説明ありがとうございます。何点かお伺いしたいのですが、まず法定受託事務で、今、都道府県から、あるいは都道府県を経由して市区町村にやってもらっている統計調査ですが、これは調査員が非常勤公務員で都道府県が任命しているということでしたが、そのやり方について人数とか、それを非常勤公務員にせよとか、そういうことを細かく決めてらっしゃるのかということですか。

別途、交付税とかに入らないで直接に委託費でしているのですか。今の実情をお伺いしたいのですが、もし今後民間開放を都道府県の方が、今のスタンスでは都道府県ごとにというお考えを伺ったのですが、実際に委託で民間にやってもらうという選択をした場合に、国としてどういう効率性が得られるのかという辺の御判断をお伺いしたいと思います。

ついでに、先ほどの図で⑥になっている、国が直接やっているものについては、速やかに民間にやってもらうことができるというお話がありましたが、そうするとやはり法定受

託事務になっているところがなかなか難しい点だと思うのですが、今ここに幾つかある中で、例えば⑥のような状況で、国直轄に引き上げて、いきなり民間開放という選択肢が1つ、2つある可能性はないか。その辺りはどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○飯島調査企画課長 まず最初の調査員の身分の話です。

○小幡部会長代理 政令で決まっているのですか。

○総務省統計局永島総括補佐 統計法で統計調査員の規定がございまして、そこで公務員ということになっております。

○小幡部会長代理 それは単に公務員ということになっているのですね。

○総務省統計局永島総括補佐 はい。統計法 12 条で、政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができるという規定になっておりまして、置くことができるということで、自分の手足たる公務員として直接に設置するという解釈になっております。

○小幡部会長代理 人数とかは決まっていないということですか。それぞれ任せるということですか。

○飯島調査企画課長 人数の方は、規定があるのは要綱の方で、調査ごとに省令で要綱を定めておりまして、ここで人数といいますか調査区の数、大体調査地域の数を指定しています。大概是1地域を1人が担当する形になりますけれども、場合によっては2地域ぐらいを1人が担当するケースもありますけれども、基本的には数の方は省令で決まっております。

経費の方は、地方公共団体の委託費ということで、調査員の人件費がほとんどですけれども、国の方から支出しているという形でやっております。

○小幡部会長代理 それは、あらかじめ委託費という形で出している。その中でやりなさいという感じですか。

○飯島調査企画課長 そうです。

あと効率性ですが、全体的に行財政改革が進められている中で、特に担当職員の削減圧力がかかっている状況の中で、アウトソースして調査の事務を実施していくということが必要なケースが出てくるということだと思います。

○小幡部会長代理 お伺いしたかったのは、今、委託費として、エリアが決まっているから、大体調査員が何人いるということで、そこで手当てが決まっていて、国から地方に支出されるわけですね。

今度は仮に、地方が民間入札により安くなるということになると、今度はその安くなった額を国が出すことになるという話になると考えてよろしいですか。

そうすると、地方の方はインセンティブがどういうふうにあるのか。つまり入札にかけて民間開放することによって、地方独自の財政的な負担についてのインセンティブはあるのかということをお伺いしたいと思います。

○飯島調査企画課長　今も地方の方は、総務省の統計以外にもいろいろな統計調査が法定受託事務として実施する形になっていきますので、年々調査を実施する条件も厳しくなっています。昨年の国勢調査でも、個人情報保護の意識の高まりというのもあって、調査がなかなか困難になってきている中で、地方の方の担当もだんだん仕事の負荷が大きくなっていることがありますので、そういう中でアウトソースできるところを出していくというのは、全体の地域の統計業務の中でプラスになる面があるのではないかと我々は考えています。

○斉藤部会長　ちょっと関連質問でよろしいですか。かなりプリミティブなことを教えていただきたいんですけども、今まで⑥のケースですとか、個人企業経済調査の関係で、テスト的なことをお考えになって、実際にはまだかと思うんですけども、守秘義務とかはちょっと置いておいてコスト比較の計算、効率性だけに注目して、どういう形のコスト計算の比較をなさっているのかというのがよくわかりません。

例えば、従来は、660億はともかくとして、もう少し小さいお金でいいんですが、予算か何かで地方に調査費あるいは交付金なんかが流れている。それは、今までの計算で調査費、調査員一人当たり幾らだという計算で何人いるからこうだということで計算なされて予算を立てられて、それが地方には、こういうことをやれば、幾らのお金が国から行くと、こういう形でわかったというので、地方は調査員を探しているいろいろやっておられたんだろうと思うんです。

今度は、調査員ではなくて、どこかの業者を見つけ出す。今の先生の指摘もあるんですけども、業者を見つけ出して安くしたら国はいいんですが、例えば予算があって、その差は地方はほかのお金に使えるとか、そういうことがあると一生懸命安い業者を選ぼうとすることがあるかもしれませんが、何のメリットが地方自治体にあると、そういう業者に下ろそうとするのかということ。

それから、国でコスト計算なされたときに、どういうデータで民間に下ろした場合が本当に有利なのかどうか、どこまでバックデータをお取りになって民間開放するんだとお決めになったのか、それが義務であるからしょうがないんだということなのか。

例えば、科学技術研究調査で直接やるという場合も、それをどこかの民間業者にやらせるといって、それを今までおやりになっていた官吏の方は、言葉は悪いんですけども職がなくなるわけですね。民間だったら首を切ってしまうわけですけども、それはできないということになると、どっちが本当にコストが安いという計算はどうやって行われているのか、私はよくわからないんです。そういうコスト計算は、正確にお出しになったんですか。

○飯島調査企画課長　コスト計算は、厳密なところはこれからする形になるかと思いますが、今、試験調査を実施しておりますので、ここで具体的に民間がどういう形で経費をかけて調査したのか。

今、試験調査で実施していただいている会社が、都合6社ありますけれども、かなり入

札価格が現実には違っているという状況もございますので、その辺も実態として見ていくのも必要なと思っています。

かなり安い額でやっていただいているところもございますので、その辺の結果も見たいと思っています。まだ現時点で余り精緻な計算まではしていないという状況でございます。

○斉藤部会長 ほかにございますか。どうぞ。

○高橋専門委員 民間だって初めての経験ですから、どれだけかかるかわからないけれども、一応、民間なりに計算して、工数がこれだけかかって、こういう人件費でこれだけできるだろうというのを非常に安く出しましたね。

それで、実際問題初めてですから、思わぬことがいろいろあったかもしれない。そうすると、その結果出たということで、今度は民間としては総務省さんにこれだけかかりますよということは示すわけです。工数がこれだけかかった。実際にどれだけかかったというのは出しますね。

そうすると、最初計画していたよりも高くなってしまったというのと、これは民間が損をかぶってしまうのか、その辺はどうなんですか。

○総務省統計局永島総括補佐 試験調整については、通常の国がやっているような契約ベースでやっておりまして、超過負担の部分は、繰り返しお払いするのは最初に契約した額が上限になっておりますので、ありていに言えば、民間の方の持ち出しということになるという整理でございます。

○高橋専門委員 普通で考えると、1年目はそれで大変だったと。恐らく2年、3年続けていけば、だんだん慣れてきて下がっていくはずですね。そうした場合に、今後、単年度でやっていたら民間はコスト高でもうからない。複数年度やってもらえればいいかもしれないということが出てきますね。だから、最初の年度は仮に赤字でも2年、3年後に期待しているということはあるかもしれないんですが、統計によっては単年度でやるものと、それから複数年度経験、ノウハウが必要だということであれば、この点は今後複数ということが考えられるでしょう。

○飯島調査企画課長 御指摘のようなことで、ただ、5年に一度の調査は、なかなかそうはいきませんので、毎年やっているものは、将来的にはできるだけ複数年度にもっていく必要があると考えています。

今、試験調査を現実にやっている業者につきましても、ある程度調査が進んだところで研究会の方でも詳細に、経費的にどうだったかということも含めて、あるいはオペレーションの問題も含めて詳細に実態をお聞きして、それでどうすれば更に改善できるかというのを考えていきたいと思っています。

○高橋専門委員 今後の話ですけれども、業者を選ばれる場合は、価格がかなりのウェートを占めるということなんですが、安ければいいという問題ではないんじゃないか。やはり質的な面、最低これだけは満たさなければいけないということが、1つのレベルになっていて、その中から業者を選ぶということにしないと、安いところでやって、質的に劣る

問題が出てくるということは当然あるのかなと思うんですけども、その辺は考えていらっしゃるんですか。

○飯島調査企画課長 今やっています試験調査は、通常の価格競争でやりましたけれども、民間開放をきちんとやる際には、総合評価方式で、いろいろほかの条件も加味した上で業者を決定する形にしていきたい。

そのために、どのような条件、どういう評価基準にしていく必要があるか、どういう条件を設定する必要があるか、それはこれから試験調査での経験、その他も踏まえながら、これからまた研究していきたいと思っております。

○斉藤部会長 どうぞ。

○引頭専門委員 私の方から2点ございます。1点は、部会長が先ほどおっしゃったように、実際にかかったコスト計算のデータを是非いただきたいと思っております。特に資料8に、計画に盛り込む事項のイメージが書いてありますが、このうち2の指定統計調査のうち国が直轄して調査している分については、はっきりとデータはわかるはずだと思います。この辺りはデータに照らして計画をつくっていただかないと、説得力には欠けますし、開放ありきの議論ではないと思いますので、それをお願いしたいと思います。

資料9の現在の地方自治体の実査業務のモニタリングの確認についてということで、具体的な内容が文書で書かれていますが、今、飯島課長がおっしゃったように、将来的に民間開放したときに、必ず人のチェックというのをやらなければいけないわけで、それは当然コストがかかるわけです。

では、どれぐらいのコストをかければ質が確保できるのかということについて、やはりデータがないとよろしくないのかなと思います。資料9もこれからどういうふうに使われるかにもよりますが、もしされるのであれば、時間もコストも含めて考えていないと、いろんな方々が御判断つきにくいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○斉藤部会長 どうぞ。

○佐々木専門委員 資料7の(2)の調査員調査については、統計局に実査の組織を置かず、地方公共団体が実施しているということで、法定受託事務として都道府県、政令指定都市で考えていただくというお話でございました。

多分、これを検討するに当たっては、法定受託事務という形で、現在、地方自治体に来ているのであるから、一括して国の方でしていただければ、それでいいのではないかという意見なんかもあったのではないかと想像するんですけども、それと法定受託事務といった形で都道府県で行う。この2つのやり方の検討があったのではないかなと思うんです。

その際に、先ほどからのお話のように、コストでの比較であるとか、それぞれの効率性、メリット等で比較をしながら、やはりこれかなという形で検討されてきたのではないかなと思うんですけども、もし、その辺のところの資料がございましたら、お示しいただきたいと思います。

○飯島調査企画課長 幾つか御指摘をいただいている点は、検討してまいりたいと思いま

す。

それで、ただいま御指摘いただいたことですが、資料の 42 ページになりますけれども、これは私どもの方の研究会の方に提出をいたしまして議論をいただいたものなんですけれども、2の(2)で地方公共団体を通じて実施している調査について、今、お話がありましたように、2つの場合は想定できますということで、ここではまとめてございます。1つは、Aということで、国が全国一律に入札を行う場合、これは現在、法定受託事務として委託している事務をすべて国の直接執行事務に位置づけ直すという形の措置が必要でございます。

こうなりますと、いったん国の事務にいたしまして、入札をした結果、うまく業者が決まらなかったということで、またそれを地方公共団体の方に戻すことは困難であるということで、全国を通じて調査を適切に行い得る民間事業者が常に存在していることが必要である。そうでないと国も直接手足がございませんので、統計調査ができなくなるということでございます。

Bの方ですが、地方公共団体ごとに入札を行う場合、これは地方公共団体でそれぞれ実施し得るような環境を整備する措置が必要であるということでございます。また、そういう中で全国の統一性をきちんと保っていく必要があるという議論が出てまいります。

Aのような形が将来的に確実にできるのであれば、AとBのコストを比べた場合に、単純に考えれば、1社がまとめて受ける方が軽減になる可能性もあるかと思えますけれども、ただ、現実問題として、まだそこまで民間事業者の方で大きな規模の調査を受けられる状況にないということもございまして、当面はBでいって、いずれAというのもあり得る。そういうような議論が研究会の議論でございまして、私どももその方向で現在計画をつくりつつあるという状況でございます。

○斉藤部会長 先生、何かございますか。

○廣松専門委員 まず、これは事実関係の質問ですが、資料の 14 ページから 15 ページにかけて、まさに今御説明があった調査Aと調査Bに分けて試験調査を実施なさったわけですが、特に調査Bに関しては、対象となった府県に関して、入札はそれぞれの府県がなさったんですか、それとも今回は統計局がとりあえずまとめてなさったんですか。

○総務省統計局永島総括補佐 試験調査Bにつきましては、各都道府県に地元の業者の紹介、その他協力を得て、今回は国の方で代行して行っております。国の方で出向いて行って、現地における説明といったこともやっておりますが、連携してやっております。

○廣松専門委員 分かりました。それは今回の試験調査の事実関係の問題としてですが、今、専門委員の方々の御意見を伺っていて、確かに私もコストの問題が大変重要だろうと思います。

ただ、もう一方で気になるのは、もし、これが地方公共団体単位の入札方式となった場合に、統計局自体、どういうことをするのかということと変ですけども、あるいは逆に言うと、地方公共団体が行う入札業務のマネジメントや何かに追われて、今でも大変難しい状

況にはありますけれども、ますます多忙になるのではないかと。さらに、統計的な専門知識の蓄積だとか、恐らく次のステップで問題になると思いますけれども、モニタリングに必要な時間とか人数だとか、そういうのはどこまで確保できるのかという点が気になる点です。

その点は、中長期的にも、今は企画を除いて民間に開放するとなっていますけれども、企画をするためには、やはりある程度実査の実績なり経験なりがないと、いきなり統計調査の企画というのはちょっと難しいように思うんです。

ですから、勿論、現在の時点では、平成 19 年度から実際に民間開放、市場化テストを進める。それに対応することは大変重要だろうと思うんですけれども、一方で、中長期的な意味での統計制度全体の改革の中で、統計調査の質の確保というか、そこをどう考えるかという点に関しても少し御意見をいただければと思います。

○飯島調査企画課長 最後に御指摘いただきました点は、確かにモニタリング等、若干新しい事務も入ってくるかもしれませんが、全体として統計の企画力といいますか、それは我々の方が今後も努力して落ちないように、向上できるようにしていくつもりであります。

都道府県がそれぞれ入札を行う場合、国の方がどうコントロールするかということですが、現在、法定受託事務ということで調査の事務をしていただいています。これをするに当たっては処理基準という形で、かなり詳細なマニュアル的なものをまとめまして、都道府県あるいは市町村に実施要領というものを提示しております。基本的にそのマニュアルに従って、それぞれの自治体が調査をしていただく形をとっておりますので、そういうマニュアルの中に入札をする場合の条件とか評価基準、あるいはモニタリングの仕方とか、民間開放に伴ってやってもらわなければいけない法定受託事務を新たに詳細に定めまして、それに従う形で調査の入札をしていただくというイメージで、今、考えております。

○斉藤部会長 もう一つお尋ねしていいですか。調査員ですが、拝見すると国勢調査 90 万人とかはちょっと別でしょうけれども、今、いろいろテストなさっているのは、個人企業経済調査が 200 人、それから直接おやりになる科学技術研究調査ですね。

それで、全国規模の統計調査が実施できるもので大体 10 社弱で、500 人から 1,000 人。10 社で 1,000 人で全部使って 1 万人ぐらい全員が合格したとしても、1 万人ぐらいの調査員数でやるというのは、ほんの 3 つか 4 つしかない。

現実には、こういうのを民間開放でやるべきだという提言があって、総務省統計局の方でもお受けになって、いろいろ討議が行われたんだと思うんですけれども、調査員が何十万人とか、何万人とかいるのを法定受託みたいな、国だから調査員に強制権を与えてやるのが可能だったんだろうと思うんですが、これを民間から 1,000 人ずつ、あるいは 500 人いるところを 3 社選んだって 1,500 人ぐらいしか調査員はいない。

現実には、ちょっと大きな調査になっていった場合に、ミックスでいくということなんでしょうか。ミックスしたときに、逆に経済効果が悪化することが起こるのではないかと、こ

これは全然勘なんですけれども、民間業者も使い、いわゆる法定受託事務で、官庁の地方の統計関係の役人の方が一緒にやっておられる。そのトータルコストは、我々のビジネス経験では逆に高くなるというのが私の勘なんです。そういうのは現実にはどうなんですかね。

○飯島調査企画課長 先ほど 10 社ぐらいで 500 人から 1,000 人と申しましたけれども、これは今の指定統計調査の実施の調査が全く民間に出ていない、今の環境の下での話ですので、これが少しずつ民間に仕事が行くようになれば、またそれはマーケットの拡大に必ずる形で、会社の方の対応も変わってくるのではないかと。そういうのを我々もある程度期待して、将来的にはもっと大きな形でということもあり得るかと思っております。

ただ、御指摘のように、どうしてもミックスにならざるを得ない。例えば調査会社はどうしても都市部が中心になるといって、そうでないところはなかなか受けられないとか、いろいろ可能性はあるかもしれませんが、長い目で見れば、それがまた徐々に民間の方の受けられる能力が広がっていくことで、民間の方に比重が増えていくという流れになるのではないかと考えております。

○斉藤部会長 どうぞ。

○高橋専門委員 先ほども話が出たんですが、これまでの調査員の方、各都道府県にいらっしゃる方、もうベテランの方が非常に多いです。ずっとやってこられて、ノウハウも付いてこられた方、ではその方をやめて民間にさせてみるということも 1 つの方法なんですけれども、これまでの調査員の方のモラルというか、言ってみれば、その人の職がなくなるわけですね。非常にモラルも下がるし、非常に弱い者いじめみたいな感じがすごくするんです。

では、民間として、これまでの調査員の方を民間の賃金ベースで雇うということなんかも出てくるんでしょうか。再契約するということが考えられますか。

○飯島調査企画課長 御指摘のようなことも考えられるのではないかと考えています。その辺は、まだ我々の方ももっと勉強しなければいけないと思っているんですが、例えば資料の 40 ページに、業界団体からのヒアリングの結果をまとめた表がございますが、その一番左下のところに、日本世論調査協会の方の御要望にも実はあったんですけれども、現状の調査員制度を利用できるような措置ということも検討できないか。御指摘のように、今、本当に各調査それぞれ長く熱心に取り組んでいただいている調査員の方はたくさんいらっしゃいますので、そういう方をどうしていくかということも重要な課題ではないかと考えております。

○斉藤部会長 どうぞ。

○小幡部会長代理 今の統計専門の職員ということで、ちょっとわからないのでお伺いしたいのですが、現実に実地調査するのは、非常勤公務員を雇われるんでしょうけれども、地方公共団体に統計専門を長くやっていらっしゃる方というのは、かなりの数がいらっしゃるという理解でよろしいんでしょうか。その自治体ごとに人数が違うと思いますが、大体の平均的な感じでわかりますか。

○飯島調査企画課長 都道府県には統計主管課が必ず置かれておりまして、県によって規模が違いますけれども、ある程度の人数がそこに働いていらっしゃる。

○小幡部会長代理 現実にはかなりの人数を使うときは、非常勤公務員を雇うという理解でよろしいですか。

○飯島調査企画課長 そうです。

○小幡部会長代理 地方にヒアリングをなさっていると思いますけれども、私が最初に伺ったところの一番最後のお答えをいただいているんですが、AとB、つまり一括して法定受託事務にしている事務を引き上げてしまって、国から直接民間開放の方に乗せるか、あるいはそうではなく、今のままの状況で都道府県ごとにやっていただくという選択肢です。そのどちらを選択するかというところで、今、この中に出ているのは、現実には地方によっては民間の方でやっていただけない、つまり入札に出したところで、現実には民間が手を挙げてくれない場合があると統計上非常に困るから、つまり、そうなる今現在の体制は維持せざるを得ないという書きぶりだったかと思いますが、確かにそれが一つの要因としてあるのかもしれませんが、現に今やっっている地方公共団体の感触というのは、先ほどかなり職務的にきついで、必ずしも自分の事務として抱えたくないという話もあるのかなと思っていますが、ヒアリング結果はどうですかね。

○飯島調査企画課長 御指摘のように、まだ自治体からの御意見は、これから更に幅広く聞いていかなければいけないので、全体的な姿はまだわかりませんが、今までお聞きした御意見の中では、この際国の方でまとめてやってほしいというような御意見も一部で出ています。

ただ、先ほども議論がありましたが、AかBかということでは、現時点で、どの調査にしても、ここでAに踏み切るといえるのはなかなか判断が難しいということで、当面といたしますか、とりあえずとっかかりとしては、全部がBの形で、少しずつでも民間に関わっていただくようなところからスタートして、状況を見てそれをまた考えていく。そういう方式で、現在、イメージをしているという状況です。

○河事務局長 ちょっといいですか、先生たちの御質問及び統計局のお答えの中で、これを聞いていて、私は事実をよくわかりませんから、アバウトなものにすると、今、国がやっていることというのは、基本的には国がやる。今、大阪府庁もそうですけれども、県庁でやっていることは県庁でやる。今、調査員でやっているもの、この調査員というのは非常勤公務員という名前が付いている公務員ですけれども、形式は別にして県庁職員の執務室に座っているわけではない職員がいる。この3つがあるんだと思うんです。

今の議論は、3つ目の調査員の部分が変わるかどうかという議論が一つあると思います。もう一つは、だれにとってかは別にしまして、県庁でやっているものをそもそもやめてもらった方がいいのかどうか。それはちょっと議論は別だと思えます。

今、県庁のやっている機能というのは、多分回収がきちんとできているかどうかとか、これは私が言うと言い過ぎですけども、関係部局に協力を頼んで集めてもらうというの

は統計だけではできないことです。実際に県庁はやっていらっしゃるわけです。

その機能をどう考えるかというのは、調査員の機能とは別で整理した方が議論としてはいいのではないかと思います。

そういう構図みたいな議論と、調査員の部分が非常勤公務員なのか一括して会社がやるのかどうか、あるいは別の法人でもいいんですけれども、そのときに県庁がやっている部分が少し減るのか、減らないのかというのはまた議論があってもいいんだと思うんです。そこと2つ分けないと、県庁と調査員と一緒に公務員部隊と考えてしまうと、やはり議論はちょっと混乱するのではないかと思います。

今、お話があったように、全部民間にするというのは、簡単に言えば、県庁の機能を外すと、それを逆に言えば、県庁の機能を国でやるという議論なのか、県庁の機能を民間でやるという議論なのか、そこをきちんと踏まえないと、議論の方向が質疑の中で混乱しないようにしていただければありがたいと思います。

その問題と、これは小幡先生なんかもお話があると思いますし、佐々木先生なんかもお話があると思うんですけれども、冒頭にあった調査員手当あるいは委託費の問題。お金の問題と交付税の問題をどうするか。これはまた別の議論と考えていただいた方が、私は事務の議論とお金の議論と両方大事だと思いますけれども、そこも別の議論して整理した方がいいのではないかと思います。よけいなことを言いました。

○斉藤部会長 どうぞ。

○廣松専門委員 今の最初の点の御指摘に関して、特に統計関係者として日頃感じておりますことは、技術的な意味で大変難しいのは、現在は確かにここにリストとして挙がっていますように調査員調査が圧倒的多数なんですけど、今後はおそらくオンラインを使ったような新しい調査方法というのが入ってくるというか、入れざるを得ない状況になると思うんです。

そうすると、また議論の前提が変わってくる。この点については、おそらく今の私の個人的な感触では、やはり次回の国勢調査のときに、どういう形のものが導入されるかという点が一番クルーシャルで、それによってほかの調査の調査方法もかなり影響を受けるだろうと思うんです。

前回の17年の調査のときに出た意見として、若い世代の場合には、調査員調査というのは面倒くさい、回線で答えられるようにしてくれれば協力してもいいという意見も出てきている。そういう点も考えるべき要素の一つのように思います。

○小幡部会長代理 今、河さんのおっしゃることで、いろいろ議論は錯綜すると思うのですが、ともかく事務を地方公共団体から引き上げてしまおうとなったら、今、県にいらっしゃるところの統計専門の職員の方は全く仕事がなくなるということだけははっきりしています。

ただ、そうではなくて、Bの方で今の法定受託事務をそのまま維持して、地方公共団体ごとに入札をしてもらうとなったときは、先ほど議論がございましたけれども、専任の統

計専門の職員という方と非常勤公務員、その辺の人数の関係とか、現にどの程度統計の専門の方がやる仕事を民間に投げれば減るのか、多分そういうことになると思うのです。

それから、お金のことは確かに関係を切り分けなければいけないのですが、私が気になったのはインセンティブも含めて、これは法定受託事務ですので、一応地方の事務ということになっているのです。ですから、なかなか難しいところがあって、勿論地方の方も大体の方向性はわかっていらっしゃるから、こういうことになったら進んで、おそらく民間開放という方に進んでいかれるとは思いますが、あくまでこれは地方の仕事のままなので、そこら辺はなかなか難しい。そこで委託費をどうもらっているのか、あるいは今度民間開放になったらどういうふうに費用になるのか、そこら辺はある程度しっかりとらえておかないと進め方も難しいのではないかという気がいたしました。

○斉藤部会長 大体時間に近づいてきましたので、まだ途中で、確かにどういうふうに論議を切るかというのはなかなか難しいですね。今、廣松先生がおっしゃったように、政策的な問題と、現実に調査をどうしていくかという問題。

それから、地方財政関係と予算との関係ということで、今、調査員を仮に使うとして 90 万人とか 10 万人いる人を使わない代わりに、これを民間で使うとしたら、民間が入札したら今取っている調査費より 20%低かった、しかしそれしか民間がないから、そこへこの人たちは行くのか、地方又は国からいただいていたら 20%高かったんだから、民営化こそつまらないことだなと、民間開放こそ我々にとっては減収であるというクレームになるのか。

そうすると、入札して決めた調査員費というのは、どういうふうにリファレンスになるのか、いずれにしてもコストの大半が委託費ですね。人件費の固まりみたいなものですから、これをどうしたら本当に経済的に効率化でき、なおかついろいろな正確性の問題とかをカバーできるのか、なかなか難しいと思いますので、まだ、今後の課題があるんじゃないかと思います。今日、いろいろな先生方の御質問も御意見も出ていますので、御参考にしていただいて、また後日いかしていただいたらと思います。

今日は、とりあえず、ここで終了させていただいてよろしゅうございますか。大変ありがとうございました。

○熊埜御堂参事官 どうもありがとうございました。それでは、事務局から若干連絡事項をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

統計局の皆さん恐縮ですが、一応、9月末までに計画をつくられると事務局も理解していますので、次回が9月21日ですので、次回までに本日の議論も踏まえた形で計画案というものを説明していただくということをお願いしたいと思いますので、当然計画をつくってから変更していくとか、いろんなこともあると思いますが、本日の議論も踏まえてやっていただきたいということ。

それから、本日、委員、専門委員の方から出尽くしていない質問もあると思いますので、事務局の方で今週中に一応メールで受けたいと思いますので、その承ったものも含めて説

明をしていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○河事務局長 御苦勞様でした。

○斉藤部会長 ありがとうございます。9月21日10時から本日と同じ会議室で開催いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、どうもありがとうございます。

○熊埜御堂参事官 それでは、事務局から若干連絡事項を補足させていただきます。

今、申し上げましたが、質問等、また必要な資料等がございましたら、事務局の方へメール等でお寄せいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから、委員会の方でも御議論いただひているんですが、民間事業者からの意見・要望について、統計関係で4件出ております。これにつきまして資料をお配りいたしますので、ごらんいただひて、当面は総務省の計画でございますけれども、今後御議論いただくための参考資料になると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

10月に入りましたら、総務省以外の各府省からのヒアリングを行うこととしたいと考えております。そのヒアリング事項につきましては、まず、基礎的なところを各府省から聞いていただくということが必要と考えておりますので、今、お配りしましたが、事務局で一応こういふことかなと思ひて整理しておりますが、何かございましたら今週中に御意見を寄せていただひよう、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○斉藤部会長 ありがとうございます。では、10分ぐらい休憩いたしまして再開いたします。

○熊埜御堂参事官 5時10分から委員懇談会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

(総務省統計局関係者退室)

(休 憩)